

労働行政の体制が

全然足りないから

ピープルワーク!

おバカの働き手に
ピープルワークを

今までありがとう
ございました

- 浦島太郎 退職
- 金太郎 退職
- 一寸法師 退職



ウィズコロナへ移行も、雇用情勢は厳しさが続く

政府は1月末、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、5月8日より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）の第5類感染症に位置づける方針を明らかにしました。したがって、患者への対応や医療提供体制なども他の第5類感染症（インフルエンザ等）と同様になる見込みですが、他方でこの3年余りの間に落ち込んだ経済を立て直すことは容易ではありません。

厚生労働省（厚労省）の「令和4年版労働経済白書」によると、一般経済は全体として改善傾向を見せつつ、「業況判断は業種によって異なる」「倒産件数は抑えられているものの、休廃業・解散は高水準」「雇用失業情勢も地域・産業によって異なる」「宿泊業・飲食サービス業などでは求人の回復が弱い」「感染症の影響が長引く中、長期失業者が増加している」などとしており、企業にしても、労働者にしても、厳しい状況が続いているのが現状です。

感染症への備えの一方で、新たな経済対策への対応も

厚労省はこうした中、これまでの感染症対応施策の見直しを始めました。すなわち、企業における雇用維持の中心となっていた雇用調整助成金について、1月以降、通常の助成率に戻すとともに、緊急的な対応であった新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については3月末をもって終了することになりました。あわせて、感染拡大時における子どもの休みに対応した小学校休業等対応助成金・支援金も3月末で終了し、4月以降は両立支援等助成金の一コースに再編されます。しかしながら、厳しさの続く経済情勢に鑑みるなら、今後も雇用調整助成金等の利用が見込まれ、この間頭在化した不正受給事案への対応も続いています。また、新型コロナウイルス感染症罹患にかかる労災給付も高水準で続いており、アフターコロナにおいても、労働行政では企業と労働者への対応が継続されます。

一方、政府は昨年10月、「物価高克服・経済再生実現のための

総合経済対策」を閣議決定するとともに、補正予算を成立させながらコロナ後における経済重視の姿勢を鮮明にしました。とりわけ、当該経済対策の中で「賃上げ」や「人への投資・雇用流動化」などが強調されていますが、これらはいずれも労働行政が担う政策課題です。実際、厚労省は同一労働同一賃金の徹底や賃上げ要請などを掲げるとともに、賃金上昇を伴う労働移動の支援として各種助成金の拡充を行っています。その上で、これらの実務を担うのは労働局や労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）であり、その体制強化が急務です（裏面参照）。

他方、労働法制や雇用施策をめぐっても様々な動きがあり、政府・厚労省は裁量労働制を始めとする労働時間制度の見直しや解雇の金銭解消制度の導入などを議論しています。しかし、これらの中には財界の意向を反映したのも多く、労働者・国民の権利保障への影響を注視する必要があります。

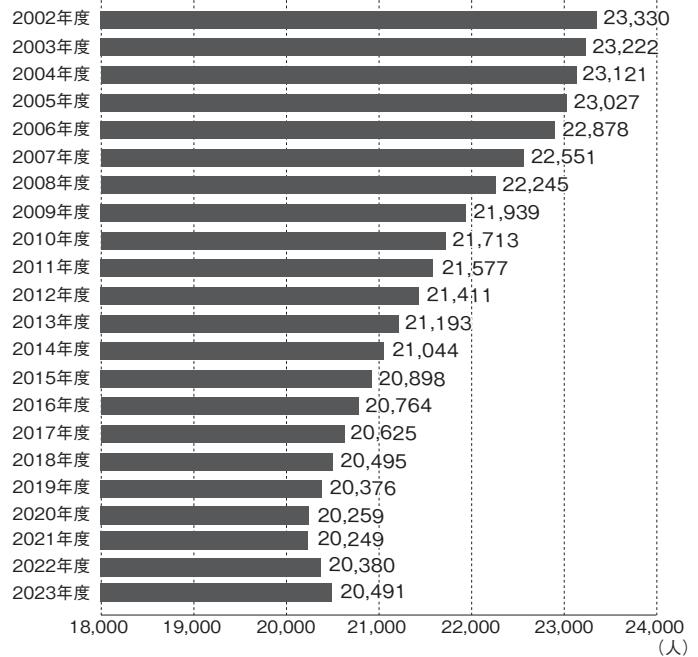
重要な業務に見合う体制整備が急務

政府・内閣人事局は2019年6月28日、「令和2年度から令和6年度までの定員合理化目標数について」を各府省に通知しました。その内容は5年間の合理化目標数を示すものであり、政府全体で30,927人・10.4%もの人員削減(厚労省は3,394人)です。

そして、こうした削減目標を前提にしながら、国家公務員の定員は政府・内閣人事局の査定によって決まります。実際、新型コロナウイルス感染症対策などの影響もあり、府省全体や厚労省はもとより、地方労働行政でもここ2年(22年度、23年度)、増員査定がなされています。これは労働施策とその実施体制の充実を求める労働者・国民の声が反映したものであり、とりわけ3回連続で国会採択(衆参両院)された国会請願署名も大きく影響したと言えます。

しかしながら、これまで25年間にも及ぶ定員削減により、第一線の労働行政(労働局、監督署、安定所)では体制が脆弱化し、職員は疲弊しています。実際、長時間過密労働が常態化し、メンタル疾患や途中離職の増加にもつながっています。政府の重要施策や増大する行政需要に対応するには、労働行政の抜本的な体制整備が欠かせません。

地方労働行政職員数の変化



労働者の権利保障のためには体制拡充を

新たな経済対策や感染症対応のために労働行政の体制整備が必要なことは表面で述べたとおりですが、求職者に適合した雇用の実現や労働者の労働条件・安全衛生の確保、セクハラ・パワハラ等への相談対応、離職者への雇用保険給付や被災者に対する労災補償給付を行うための体制が整っていません。

労働基準行政では、①法令違反の是正指導等を担う監督部署、②公正・迅速な労災補償等を担う労災部署、③労働者の安全と健康確保等を担う安全衛生部署があり、それぞれの部署の体制拡充が求められます。

公共職業安定所(ハローワーク)では、感染症の影響で雇用情勢の悪化が続く中、雇用の「量」と「質」を確保することが喫緊の課題となっており、職業相談・紹介、雇用指導・求人など各部門

の充実が欠かせません。あわせて、雇用調整助成金などの各種助成金や雇用保険(失業給付)の的確・迅速処理が求められます。

パワハラ・セクハラ防止や同一労働同一賃金、両立支援などに向けた各種助成金に対応する雇用環境・均等部(室)も脆弱な行政体制を強いられており、過重労働が深刻化しています。

さらに、労働行政では、非常勤職員が大変重要な業務を担っています。しかしながら、定員数が毎年の予算に左右されるため、きわめて不安定な雇用形態です。しかも、民間労働者では有期契約が5年を越えると無期転換される制度(労働契約法)があるものの、公務では適用されていません。

今、求められることは、労働行政の体制を整備し、働く者の諸権利を確立することです。

主要先進国の職業紹介機関の体制(厚生労働省作成/2018年10月)

	職業紹介機関数	職員数	労働力人口(千人)	職員1人当たりの労働力人口(人)	機関1箇所当たり労働力人口(人)	失業者数(千人)	職員1人当たり失業者数(人)
イギリス	713	24,859	33,810	1,360	47,419	1,416	57
ドイツ	766	82,800	43,127	521	56,302	1,771	21
フランス	1040	51,033	28,812	565	27,704	2,810	55
日本	544	10,666	66,730	6,256	122,665	2,080	195

※各国の職員数には非常勤職員等は含まれていない。なお、日本の職員数は非常勤職員等を含めると約26,400人。

国会請願署名にご協力をお願いします。

全労働は「現下の雇用失業情勢をふまえた労働行政体制の整備をめざす請願署名」(国会請願署名)にとりこんでいます。請願の趣旨に賛同いただき、署名に協力いただきますようお願い申し上げます。

全労働省労働組合 (全労働)

<https://www.zenrodo.com/>

(2023年2月)